

三田市景観条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第8条 省略</p> <p>第3章 景観計画区域内の行為の規制等 (届出を要する行為)</p> <p>第9条 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為のうち、景観計画ごとに規則で定める行為とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第8条 省略</p> <p>第3章 景観計画区域内の行為の規制等 (届出を要する行為)</p> <p>第9条 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為のうち、景観計画ごとに規則で定める行為とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><u>(4) 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件(屋外にあるものに限る。)</u>の外観について行う照明</p> <p>以下省略</p>